

別紙

国 土 建 第 2 8 1 号  
平成 2 7 年 1 0 月 2 1 日

不動産業団体・建設業者団体の長 あて

国土交通大臣

横浜市の分譲マンションにおける  
基礎ぐいに係る問題を踏まえた対応の要請

横浜市の分譲マンションにおいて、建物の不具合に関する住民からの指摘に基づき事業主が調査を行ったところ、一部の基礎ぐいについて支持層に達しておらず、また、くい施工記録データの一部に不適切な転用・加筆があったこと等が判明した。

今回のような事案の発生は、建築物等に対する国民の不安につながるものであり、このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、断じてあってはならないことである。

ついては、今回の事案を受けて、建築物等の安全性についての国民の不安払拭に万全を期するため、貴団体においては、下記について貴団体の傘下企業において遺漏なき対応が講じられるよう要請する。

記

1. 居住者等において建築物等に関する不安が広がることのないよう、売主、事業主及び元請企業として、居住者や国民の不安払拭のために積極的な対応を講じること。また、建築物の安全確保や居住者等の不安の増幅防止のために機動的な対応を図る必要が生じた場合には迅速かつ誠実な対応を速やかに講じること
2. 旭化成建材（株）において、過去 1 0 年間のくい施工工事（約 3 0 0 0 件）についてデータ改変等の調査が進められているところであるが、より確実かつ厳正な調査の実施を図るため、売主、事業主及び元請企業として主体的に調査を実施し、責任ある対応を行うこと